医療安全ニュース 12 期/10 号

2022 年 4 月施行　改正個人情報保護法

- **個人情報とは？院内は個人情報だらけ！**

1. 医療行為を正しく安全に実践する為には個人を識別する必要があります。個人情報保護法では個人情報を「生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該情報が誰の情報であるかを識別することができるもの」と定義しており、医療機関では、患者氏名、生年月日、カルテナンバー、入退院リストや順路案内票など、**あちらこちらに個人情報が溢れていることがわかります。全職員は、そのような状況で業務をしているという認識を持つことも必要となります。**
2. 院内の規定は電子カルテのアプリ「システム掲示板」から 2020 年 7 月「診療情報運用管理規定集～8:個人情報関連」から確認できます。

- **2022 年報告された個人情報関連の他施設事故事例**

1. 厚生労働省の研究班が行った新型コロナウイルスの後遺症に関する調査担当の医師が JR の車内で入院患者 55 人の氏名や同意日などが含まれ、ファイル名はコロナ感染者とわかる内容だったパソコンを入れたリュックサックを網棚に載せたまま下車した。
2. K 大学病院は、患者 16 人分の名前や年齢、性別、診察券番号、治療の有無を英語で示した情報を合わせて 5 項目が記録された USB を医師が紛失したと発表した。病院では**使用を禁止している個人所有の USB メモリに保存され、パスワード設定や内容暗号化の安全対策はされていなかった**。←違反者に該当する可能性も考えられます。

- **改正個人情報保護法が施行　詳細は「個人情報保護委員会（法律に基づき設置された合議制機関）」HP をチェック！**

1. デジタル技術の飛躍的な進展や個人情報に対する消費者や利用者の意識高揚に対し安心・安全・信頼を確保するため 2020 年 6 月に改正法が公布され、2022 年 4 月 1 日全面施行されました。本文は長いので関係しそうな改正点を以下のとおり抜粋します。
2. 「個人データの定義拡大」「個人情報取扱事業者へ個人が行える請求(開示・消去など)の拡張」→**個人の権利保護が強化**されました。
3. **「仮名加工情報」**→他の情報と照合しなければ個人を識別できないように加工された情報であり、事業者内部での分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏洩等の報告、開示・利用停止請求等の義務を緩和し様々な分析に利活用できるようになりました。
4. 「個人情報取扱事業者」に対し、**「漏えい時の報告」「不適正な利用の禁止」の 2 つが新たに義務付け**られました。
5. 「個人情報取扱事業者」「認定個人情報保護団体」について、個人情報保護委員会に対する報告を怠ったり、虚偽の報告を行った場合の罰金額が 30 万円以下であったところ、**50 万円以下の罰金に引き上げ**られました。
6. 個人情報保護委員会が行った個人情報保護に関する勧告及び命令に違反する行為があった場合、改正前は 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金だったところが、**違反者に対しては 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金**に、**法人等に対しては 1 億円以下の罰金に、それぞれ引き上げ**られました。改正（本ニュース）を機会に自身の周辺の個人情報保護を是非意識してみてください。

- **個人情報保護：当院での遵守事項あれこれ（各論の例）**

1. **①個人情報データを勝手に持ち出さない・個人の USB など可搬型電子媒体を電子カルテに接続しない、②画像など個人情報の 2 次利用方法は院内規定を遵守する、③紛失や盗難に備え必ずパスワード処理をする、④事故が発生したときは速やかに報告する、⑤個人情報が印刷された用紙やミスコピーは使い回しをしない、⑥リストバンドはハサミで細断する、**などマニュアルや院内規定の遵守が必須です。

引用・参考：個人情報保護委員会ウェブサイト.https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/.2,022/5/25、いらすとや HP.

職員の皆様へ：お読みになりましたら下記へサインをお願いします。院内ラウンド時に確認させていただきます。

2022/5/26　医真会八尾総合病院　医療安全管理室